攻めの園芸緊急生産対策事業における作業受託組織の取扱について

攻めの園芸緊急生産対策事業において、事業主体が果樹の作業受託組織(※)である場合の取扱は、以下のとおりとする。

(※農業者等によって構成され、農作業の一部を受託して行う組織。特に、果樹においてせん定等の作業を受託する組織を想定。)

1 組織の要件について

- (1)作業受託組織(以下「組織」という)の代表者は、農業者等地域の担い手であること(作付品目は問わない)。
- (2) 以下の内容を定めた組織の規約があること。又、組織の通帳があること。
 - 代表者、会計責任者の氏名
 - 事務局の所在地
 - ・総会の開催等、組織の意思決定の方法ついて
- (3)過去1年以上、組織の活動実績(作業受託活動の実績)があること。
- (4)組織が作業受託する生産者(受益農業者)が3戸以上おり、かつ組織が作業受託するほ場の面積(受益面積)が品目別の面積要件(野菜30a、果樹30a、花き20a)以上であること
 - ※過去の活動実績が当該要件を満たしていない場合も、事業実施により受益者・ 受益面積の拡大が計画されており、その計画が要件を満たす場合は、可とする。

2 事業内容及びその他の取扱について

- (1) 受託作業に必要な機械(樹木粉砕機、電動せん定ハサミ等)の導入に要する経費 を補助対象とする。チェーンソー、トラクター等、汎用性が高い機械については 不可とする。
- (2) 施設の整備に要する経費は補助対象外とする。
- (3) 受益面積は、作業受託するほ場の面積とするが、組織の構成員自身が耕作するほ場においても当該機械を使用する場合は、そのほ場も受益面積に含めることが出来る。
- (4) 成果指標・成果目標は実施要領のとおりとする(単価向上、収量向上、コスト削減のいずれかの指標で、1割以上達成する見込みが有ること)。
- (5) 共同要件については以下のとおりとする
 - ・共同作業は必須とする(受託作業を共同で行うこと)。
 - ・資材の共同購入及び共同出荷については、要件としない。